

薬科学教育部

I	教育水準	教育 10-2
II	質の向上度	教育 10-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の 2 専攻からなり、適切に編成されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、附属病院に設置された「補完代替療法室」に薬学系教員が参加・担当することにより、医学系及び栄養学系教員との交流を深め、医療薬学に対する視野を広めることができ、教員の意識改革と教育能力の向上、さらには医療薬学教育の充実につながっている。また、5 教育部が連携して e-learning の講義を実施することにより、講義選択の自由度を増やしているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬科学教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、薬科学教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、医療生命薬学専攻では、2つのコースが設置され、「医療薬学コース」では 16 週間の病院等での実務実習を実施しているなどの相応な取組を行っ

ていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、再チャレンジ政策に基づく大学院生の募集を行い、また、外国人留学生に対する研究教育を充実させるために、統合医療学際教育英語プログラムを設置したなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬科学教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、薬科学教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、社会人大学院生のために週末や遅い時間帯（18 時以降）の開講にも配慮しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、大学院生の学会発表に関しては、多くの研究室において年間に最低 1 回の発表を課していること等様々な努力が見られるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬科学教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、薬科学教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、スタンダードな取組により学生の学力や資質・能力が身につけているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生に実施したアンケート調査結果において、教育成果があったと考えられる点もあり、また、不十分な部分についてもアンケート結果の分析がなされ、今後の改善に向けての姿勢が見られるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬科学教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、薬科学教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えようような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、当該教育部修了者の進路は、医療従事者、企業の研究者・技術者の他、大学の教員や公務員等多岐に亘る分野に進んでおり、教育目的にも合致するものであるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生 128 名及び過去に修了生が 3 名以上就職した企業・病院等 25 箇所を対象としてアンケート調査を実施し、その結果においては、薬学の専門知識についてほぼ満足できる水準であると判断でき、十分とは言えない項目についても、対応がみられるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断され

る。

以上の点について、薬科学教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、薬科学教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 3 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。